

1. 有所見率の状況等

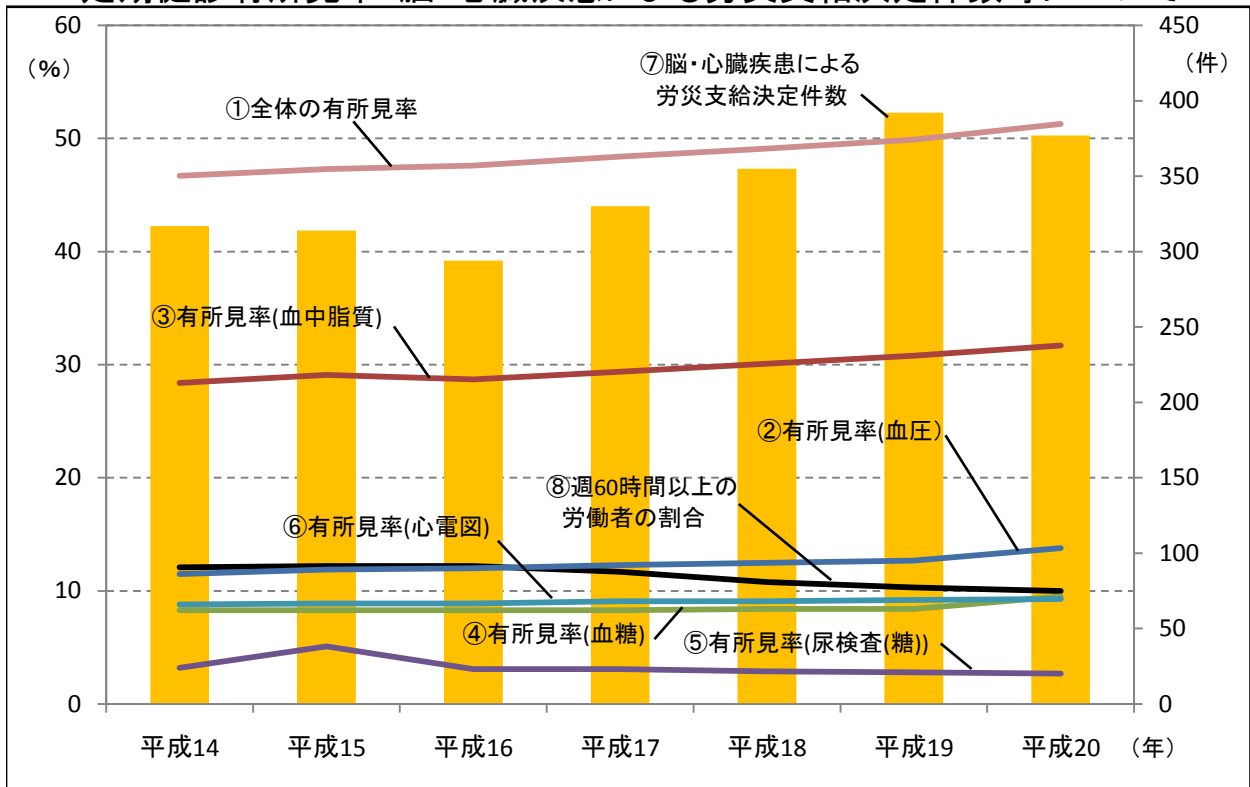
- (1) 将来の健康状態への不安がある者の割合は、平成 14 年の 76%から平成 19 年の 81%へと増加しています。(労働者健康状況調査報告より)
- (2) 定期健康診断における有所見率は、平成 11 年の 43%から平成 20 年の 51%へと増加(9年間で8ポイント増加)し続けています。(平成 18 年 49.1%、平成 19 年 49.9%、平成 20 年 51.3%)
- (3) 有所見率(平成 20 年)は、脳・心臓疾患関係の検査項目の1つである血中脂質検査の 32%が最も高く、対平成 11 年比7ポイント増加するなど、脳・心臓疾患関係の主な検査項目(血中脂質検査、血圧、血糖検査、尿検査(糖)、心電図検査)の有所見率は概ね増加傾向にあります。
- (4) 過重労働による脳・心臓疾患による労災支給決定件数は、平成 16 年度の 294 件から平成 20 年度の 377 件へと増加しています。(一方、例えば労働力調査によると、労働時間が週 60 時間以上の労働者の割合は、近年減少傾向にあります。)

2. 定期健康診断の有所見率の改善方法等

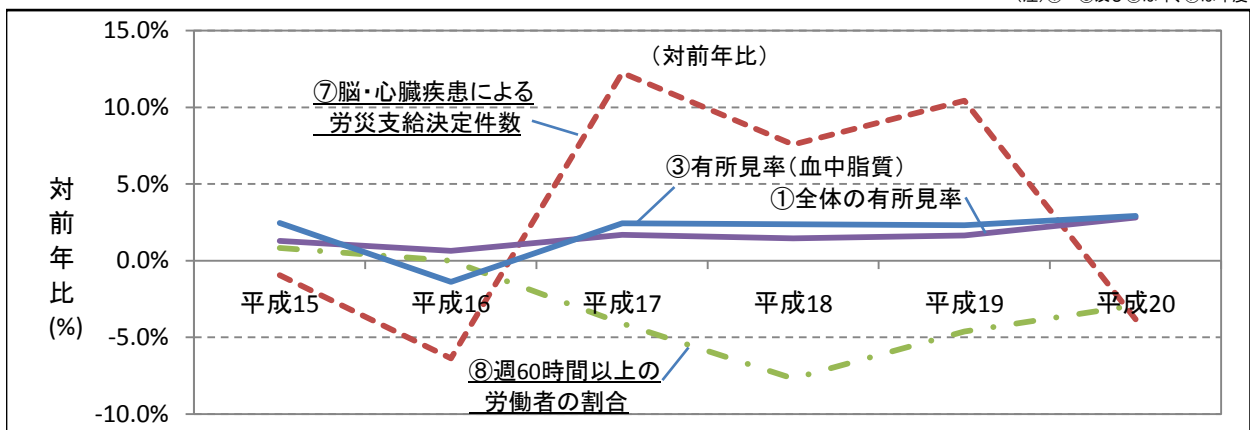
定期健康診断における脳・心臓疾患関係の主な検査項目における有所見となった状態を改善するためには、一般に、栄養の改善、適切な運動の実施、勤務時間等の就業上の配慮等が有効であり、これらは、労働者への保健指導、健康教育、健康相談等に基づく取組、また、有所見者への労働時間の短縮等の就業上の措置において行われるものです。

なお、夜間勤務、超過勤務の制限の就業制限により、生活習慣の改善、ストレスの軽減等により有所見率の改善を図った例もあります。

定期健診有所見率・脳・心臓疾患による労災支給決定件数等について



(注)①～⑥及び⑧は年、⑦は年度



項目 (年度)	① 定期健康診断全体の有所見率 (%)	② 血圧 (%)	③ 血中脂質検査 (%)	④ 血糖検査 (%)	⑤ 尿検査(糖) (%)	⑥ 心電図検査 (%)	⑦ 脳・心臓疾患による労災支給決定件数 (件)	⑧ 週60時間以上の労働者の割合 (%)
平成14	46.7	11.5	28.4	8.3	3.2	8.8	317	12.1
平成15	47.3	11.9	29.1	8.3	5.1	8.9	314	12.2
平成16	47.6	12.0	28.7	8.3	3.1	8.9	294	12.2
平成17	48.4	12.3	29.4	8.3	3.1	9.1	330	11.7
平成18	49.1	12.5	30.1	8.4	2.9	9.1	355	10.8
平成19	49.9	12.7	30.8	8.4	2.8	9.2	392	10.3
平成20	51.3	13.8	31.7	9.5	2.7	9.3	377	10.0

① 定期健康診断全体の有所見率(厚生労働省定期健康診断結果調)

(注)①～⑥及び⑧は年、⑦は年度

定期健康診断における脳・心臓疾患関係の主な検査項目

(②血圧、③血中脂質、④血糖、⑤尿検査(糖)、⑥心電図)の有所見率

⑦ 脳・心臓疾患による労災支給決定件数(年度)

⑧ 労働力調査における週の労働時間が60時間以上の労働者の割合

定期健康診断結果推移（項目別の有所見率等）（年次別）

（％）

項目 年（平成）	項目別の有所見率												所見があった者の割合
	聴力 （1000Hz）	聴力 （4000Hz）	胸部 エックス線検査	喀痰検査	血圧	貧血検査	肝機能検査	血中脂質検査	血糖検査	尿検査 （糖）	尿検査 （蛋白）	心電図検査	
11年	4.2	9.3	3.1	1.4	9.9	6.2	13.8	24.7	7.9	3.3	3.2	8.7	42.9
20年	3.6	7.9	4.1	2.0	13.8	7.4	15.3	31.7	9.5	2.7	4.1	9.3	51.3
11年と20年 の比較 （増加率）	- 14.3	- 15.1	+ 32.3	+ 42.9	+ 39.4	+ 19.4	+ 10.9	+ 28.3	+ 20.3	- 18.2	+ 28.1	+ 6.9	+ 19.6
ポイント	- 0.6	- 1.4	+ 1.0	+ 0.6	+ 3.9	+ 1.2	+ 1.5	+ 7.0	+ 1.6	- 0.6	+ 0.9	+ 0.6	+ 8.4

○は脳・心臓疾患関係の主な検査項目
資料：厚生労働省定期健康診断結果調

第 11 次労働災害防止計画（抜粋）

5 計画の目標

（1）目標

労働災害の防止並びに労働者の健康の確保及び快適職場の形成促進を図り、安全衛生水準の向上を期すために、次の目標を設定する。国、事業者、労働者をはじめとする関係者は、それぞれの立場で、目標達成に向けて積極的に取り組むこととする。

なお、平成 24 年までの間、これらの目標に向けた逐年での減少等を図る。

ア 死亡者数について、平成 24 年において、平成 19 年と比して 20%以上減少させること。

イ 死傷者数について、平成 24 年において、平成 19 年と比して 15%以上減少させること。

ウ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

<関係条文>

○労働安全衛生法

(健康診断)

第六十六条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行なわなければならない。

2～5 (略)

(健康診断の結果についての医師等からの意見聴取)

第六十六条の四 事業者は、第六十六条第一項から第四項まで若しくは第五項ただし書又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果（当該健康診断の項目に異常の所見があると診断された労働者に係るものに限る。）に基づき、当該労働者の健康を保持するために必要な措置について、厚生労働省令で定めるところにより、医師又は歯科医師の意見を聴かななければならない。

(健康診断実施後の措置)

第六十六条の五 事業者は、前条の規定による医師又は歯科医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備、当該医師又は歯科医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会（労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）第七条第一項に規定する労働時間等設定改善委員会をいう。以下同じ。）への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の規定により事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 厚生労働大臣は、前項の指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者又はその団体に対し、当該指針に関し必要な指導等を行うことができる。

(健康診断の結果の通知)

第六十六条の六 事業者は、第六十六条第一項から第四項までの規定により行う健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。

(保健指導等)

第六十六条の七 事業者は、第六十六条第一項の規定による健康診断若しくは当該健康診断に係る同条第五項ただし書の規定による健康診断又は第六十六条の二の規定による健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。

2 労働者は、前条の規定により通知された健康診断の結果及び前項の規定による保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。

(健康教育等)

第六十九条 事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるように努めなければならない。

2 労働者は、前項の事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする。

(体育活動等についての便宜供与等)

第七十条 事業者は、前条第一項に定めるもののほか、労働者の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーションその他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

○労働安全衛生規則

(定期健康診断)

第四十四条 事業者は、常時使用する労働者（第四十五条第一項に規定する労働者を除く。）に対し、一年以内ごとに一回、定期に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。

- 一 既往歴及び業務歴の調査
- 二 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- 三 身長、体重、腹囲、視力及び聴力の検査
- 四 胸部エックス線検査及び喀痰^{かくたん}検査
- 五 血圧の測定
- 六 貧血検査
- 七 肝機能検査
- 八 血中脂質検査

九 血糖検査

十 尿検査

十一 心電図検査

2～5 (略)

(特定業務従事者の健康診断)

第四十五条 事業者は、第十三条第一項第二号に掲げる業務に常時従事する労働者に対し、当該業務への配置替えの際及び六月以内ごとに一回、定期的に、第四十四条第一項各号に掲げる項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、同項第四号の項目については、一年以内ごとに一回、定期的に、行えば足りるものとする。

2～4 (略)

(健康診断結果報告)

第五十二条 常時五十人以上の労働者を使用する事業者は、第四十四条、第四十五条又は第四十八条の健康診断(定期のものに限る。)を行なったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書(様式第六号)を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

過重労働による健康障害防止のための総合対策（抄）

平成 18 年 3 月 17 日 基発第 0317008 号
改正 平成 20 年 3 月 7 日 基発第 0307006 号

過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置

1 趣旨

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いという医学的知見が得られている。働くことにより労働者が健康を損なうようなことはあってはならないものであり、当該医学的知見を踏まえると、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である。

このため、厚生労働省においては、平成 14 年 2 月から「過重労働による健康障害防止のための総合対策」（以下「旧総合対策」という。）に基づき所要の対策を推進してきたところであるが、今般、働き方の多様化が進む中で、長時間労働に伴う健康障害の増加など労働者の生命や生活にかかわる問題が深刻化しており、これに的確に対処するため、必要な施策を整備充実する労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）等の改正が行われたところである。

本措置は、このような背景を踏まえ、過重労働による労働者の健康障害を防止することを目的として、以下のとおり、事業者が講ずべき措置を定めたものである。

2 時間外・休日労働時間の削減（略）

3 年次有給休暇の取得促進（略）

4 労働時間等の設定の改善（略）

5 労働者の健康管理に係る措置の徹底

（1）健康管理体制の整備、健康診断の実施等

ア 健康管理体制の整備及び健康診断の実施

事業者は、労働安全衛生法に基づき、産業医や衛生管理者、衛生推進者等を選任し、その者に事業場における健康管理に関する職務等を適切に行わせるとともに、衛生委員会等を設置し、適切に調査審議を行う等健康管

理に関する体制を整備するものとする。

なお、事業場が常時 50 人未満の労働者を使用するものである場合には、地域産業保健センターの活用を図るものとする。

また、事業者は、労働安全衛生法に基づき、健康診断、健康診断結果についての医師からの意見聴取、健康診断実施後の措置、保健指導等を確実に実施するものとする。特に、深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、6 月以内ごとに 1 回の健康診断を実施しなければならないことに留意するものとする。

イ 自発的健康診断受診支援助成金の活用等 (略)

(2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等 (略)

(3) 過重労働による業務上の疾病を発生させた場合の措置 (略)